

南箕輪村地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

【令和8年3月】



はじめに

このたび、2030年度までの南箕輪村の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「南箕輪村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しました。

世界に目を向けると、異常気象に起因すると推測される大規模な山火事、洪水及び干ばつの発生等、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。

本村においても、局地的大雨とそれに伴う浸水被害、気温の大幅上昇による熱中症患者の増加等、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では2050年ネット・ゼロの実現を掲げ、温室効果ガス削減について「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」ことを新たな目標として位置付けました。

また、長野県においても、令和3年（2021）6月に「長野県ゼロカーボン戦略」が策定され、「社会変革、経済発展とともに実現する持続可能な脱炭素社会づくり」を掲げカーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

南箕輪村においては、令和2年（2020）6月に「気候非常事態宣言」を発し、2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。

喫緊の課題となるゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めていきます。

令和8年（2026）3月



南箕輪村気候非常事態宣言

世界各地で記録的な高温や大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が頻発しており、世界気象機関（WMO）は、これらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と関係しているとの見解を示しています。

昨年 10 月に日本を襲い、長野県にも甚大な被害をもたらした台風第 19 号をはじめ、近年、我が国で頻発する気象災害の要因は気候変動にあると言われていきます。

気候変動は地球上の人間社会の存続を脅かしており、この非常事態を座視すれば、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできないという強い危機感を抱かざるを得ません。

本村は、西に中央アルプス、東に南アルプスを望む、伊那谷北部の広大な扇状地に位置し、全国トップクラスの日射量をはじめ、森林資源、水資源など自然エネルギーに恵まれたくらしやすい地域です。また、全国的な少子化の中で、自然増が続いている村であり、未来を拓く多くの子どもたちがくらししています。村の豊かな自然環境を次世代に残していくことは、現代を生きる我々の使命です。

2015 年 12 月に採択された「パリ協定」を受けて政府は長期戦略を策定し、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げています。

昨年 6 月には、地球温暖化対策に先駆的に取り組んできた長野県が呼びかけた、「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」に本村は賛同しました。

今こそ将来世代の生命を守るため、ここに気候非常事態を宣言するとともに、2050 年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、再生可能エネルギーへの転換など地球温暖化対策に全力で取り組んでいく決意を表明します。

令和 2 年 6 月 5 日

南箕輪村長 唐木 一直

■目次

1. 背景.....	1
(1) 気候変動の影響.....	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向.....	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向.....	1
2. 基本的事項.....	5
(1) 目的.....	5
(2) 対象とする範囲.....	5
(3) 対象とする温室効果ガス.....	5
(4) 計画期間.....	5
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け.....	6
3. 温室効果ガスの排出状況.....	7
(1) 温室効果ガスの排出量の算定方法.....	7
(2) 「温室効果ガス総排出量」.....	8
(3) 温室効果ガスの排出量の増減要因.....	12
(4) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題.....	12
4. 温室効果ガスの排出削減目標.....	13
(1) 目標設定の考え方.....	13
(2) 温室効果ガスの削減目標.....	13
5. 目標達成に向けた取組.....	15
(1) 取組の基本方針.....	15
(2) 具体的な取組内容.....	15
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表.....	18
(1) 推進体制.....	18
(2) 点検・評価・見直し体制.....	19
(3) 進捗状況の公表.....	19

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予測される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3年(2021)8月には、IPCC第6次評価報告書第I作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

平成27年(2015)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30年(2018)に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

令和2年(2020)10月、国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3年(2021)4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年(2021)6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、事業者、地方公

共団体等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとしています。

さらに、令和3年(2021)6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置き等自家消費型の太陽光発電、公共施設等業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施するといったこと等が位置付けられています。

令和7年(2025)2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、温室効果ガス削減に向けて「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」ことが新たな削減目標として位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度及び 2040 年度の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の排出量の目安

(単位：百万 t-CO₂)

	2013 年度 実績 ¹	2030 年度 ² (2013 年度比)	2040 年度 ³ (2013 年度比)
温室効果ガス排出量・吸収量	1,407	760 (▲46% ⁴)	380 (▲73%)
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677 (▲45%)	約 360~370 (▲70~71%)
産業部門	463	289 (▲38%)	約 180~200 (▲57~61%)
業務その他部門	235	115 (▲51%)	約 40~50 (▲79~83%)
家庭部門	209	71 (▲66%)	約 40~60 (▲71~81%)
運輸部門	224	146 (▲35%)	約 40~80 (▲64~82%)
エネルギー転換部門 ⁵	106	56 (▲47%)	約 10~20 (▲81~91%)
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0 (▲15%)	約 59 (▲29%)
メタン (CH ₄)	32.7	29.1 (▲11%)	約 25 (▲25%)
一酸化二窒素 (N ₂ O)	19.9	16.5 (▲17%)	約 14 (▲31%)
代替フロン等 4 ガス ⁶	37.2	20.9 (▲44%)	約 11 (▲72%)
ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	30.3	13.7 (▲54%)	約 6.9 (▲77%)
パーフルオロカーボン (PFCs)	3.0	3.8 (+26%)	約 1.9 (▲37%)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	2.3	3.0 (+27%)	約 1.5 (▲35%)
三ふっ化窒素 (NF ₃)	1.5	0.4 (▲70%)	約 0.2 (▲85%)
温室効果ガス吸収源	—	▲47.7	▲約 84 ⁷
二国間クレジット制度 (JCM)	—	官民連携で 2030 年度までの累積で、1 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。	官民連携で 2040 年度までの累積で、2 億 t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国の NDC 達成のために適切にカウントする。

- 1 2013 年度実績については、2024 年 4 月に気候変動に関する国際連合枠組条約事務局に提出した温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）（2022 年度）に従い、地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）における数値から一部更新を行っている。これに伴い、2030 年度の目標・目安における数値についても、一部所要の更新を行っている。
- 2 2030 年度のエネルギー起源二酸化炭素の各部門は目安の値。
- 3 2040 年度のエネルギー起源二酸化炭素及び各部門については、2040 年度エネルギー需給見通しを作成する際に実施した複数のシナリオ分析に基づく 2040 年度の最終エネルギー消費量等を基に算出したもの。
- 4 さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。
- 5 電気熱配分統計誤差を除く。そのため、各部門の実績の合計とエネルギー起源二酸化炭素の排出量は一致しない。
- 6 HFCs、PFCs、SF₆、NF₃ の 4 種類の温室効果ガスについては暦年値。
- 7 2040 年度における吸収量は、地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）第 3 章第 2 節 3.（1）に記載する新たな森林吸収量の算定方法を適用した場合に見込まれる数値。

出典：環境省（2025）「地球温暖化対策計画」関連資料 1
 <<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>>

令和 7 年（2025）2 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの 2030 年度までに 50%削減（平成 25 年度（2013）比）に加

え、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

2. 基本的事項

(1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、南箕輪村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化等の取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、南箕輪村が行う全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類とします。パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）、三ふつ化窒素（NF₃）については、南箕輪村の事務・事業との関わりが小さいため対象から除きます。

対象温室効果ガスの主な発生源・地球温暖化係数

温室効果ガス	主な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料消費、電気の使用に伴う排出	1
メタン（CH ₄ ）	自動車走行、下水処理に伴う排出	28
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車走行、下水処理に伴う排出	265
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用に伴う排出	1,300

(4) 計画期間

本計画が対象とする計画期間については、2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、策定年度である令和7年度（2025）の翌年令和8年度（2026）から2030年度末までを計画期間とします。

項目	年度								
	2013	・・・	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準年度		策定年度	計画開始				目標年度	
計画期間				→					

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として地球温暖化対策計画及び南箕輪村第 6 次総合計画に即して策定します。

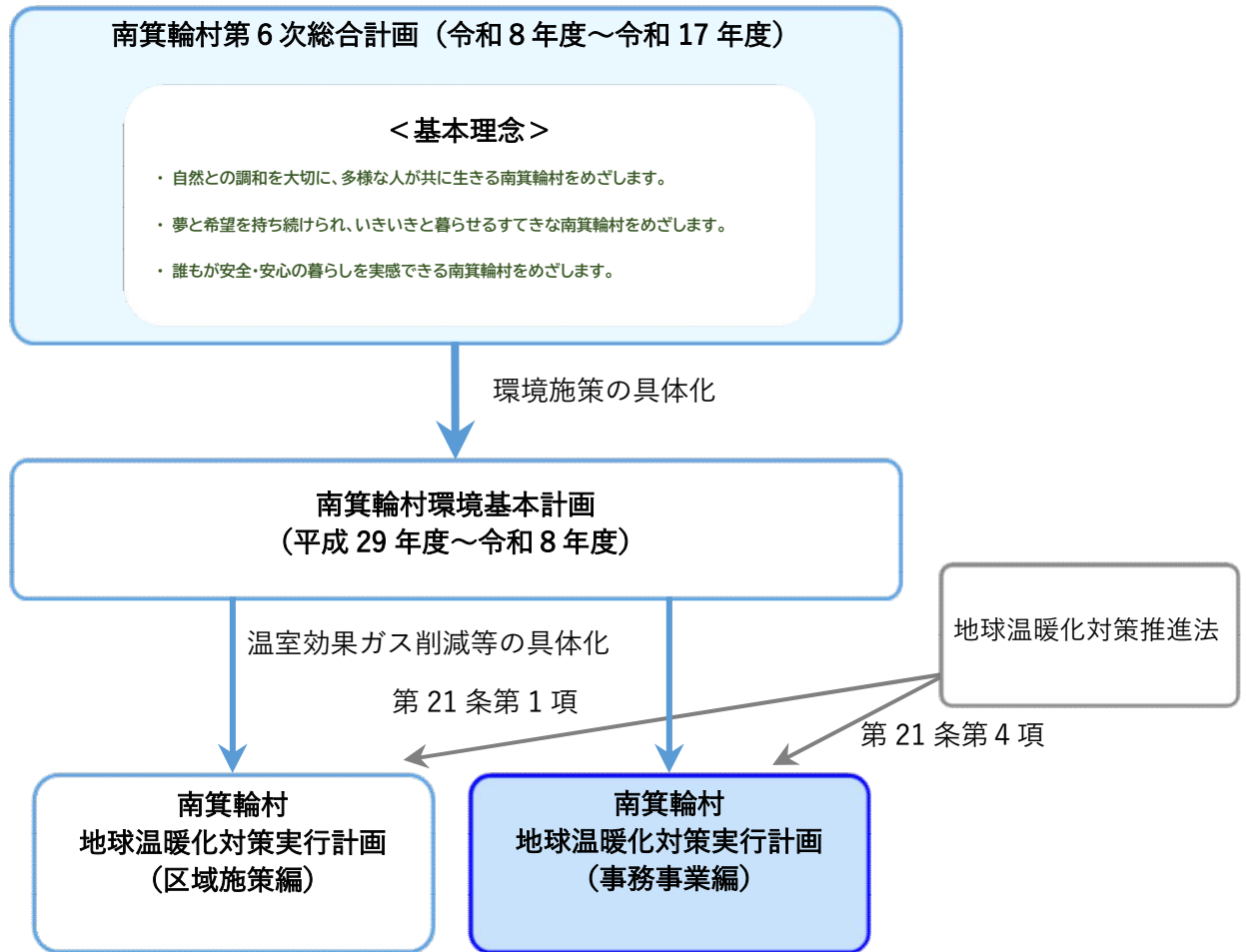


図 2 計画の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガスの排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和7年3月 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室）」に準じます。

温室効果ガスの排出量算定については、活動量（電気、燃料類、LPガス等の使用量や自動車走行距離等）に排出係数を乗じて活動の種類ごと、対象とする温室効果ガスごとに排出量を求め、二酸化炭素以外のガスについては、排出量に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素に換算した排出量を算定します。

(計算式)

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数}^{*1}$$

$$\text{二酸化炭素換算排出量} = \text{温室効果ガス排出量} \times \text{地球温暖化係数}^{*2}$$

*1 排出係数・・・電気、燃料類、LPガス等ごとに、1単位あたりで発生する温室効果ガスの量

*2 地球温暖化係数・・・温室効果ガス温暖化ガスごとに二酸化炭素の量に換算する係数

(2) 「温室効果ガス総排出量」

南箕輪村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である平成25年度(2013)において、1,538t-CO₂となっています。過去からの推移を見ると、近年は増加傾向にありましたが、令和6年度は照明のLED化や電気使用の節約等により減少しています。

(指定管理者管理施設(南箕輪村開発公社、南箕輪村社会福祉協議会、南箕輪村わくわくクラブ)においては令和3年度(2021)から算定データを取得し始めたため、基準年度を令和3年度(2021)とします。)

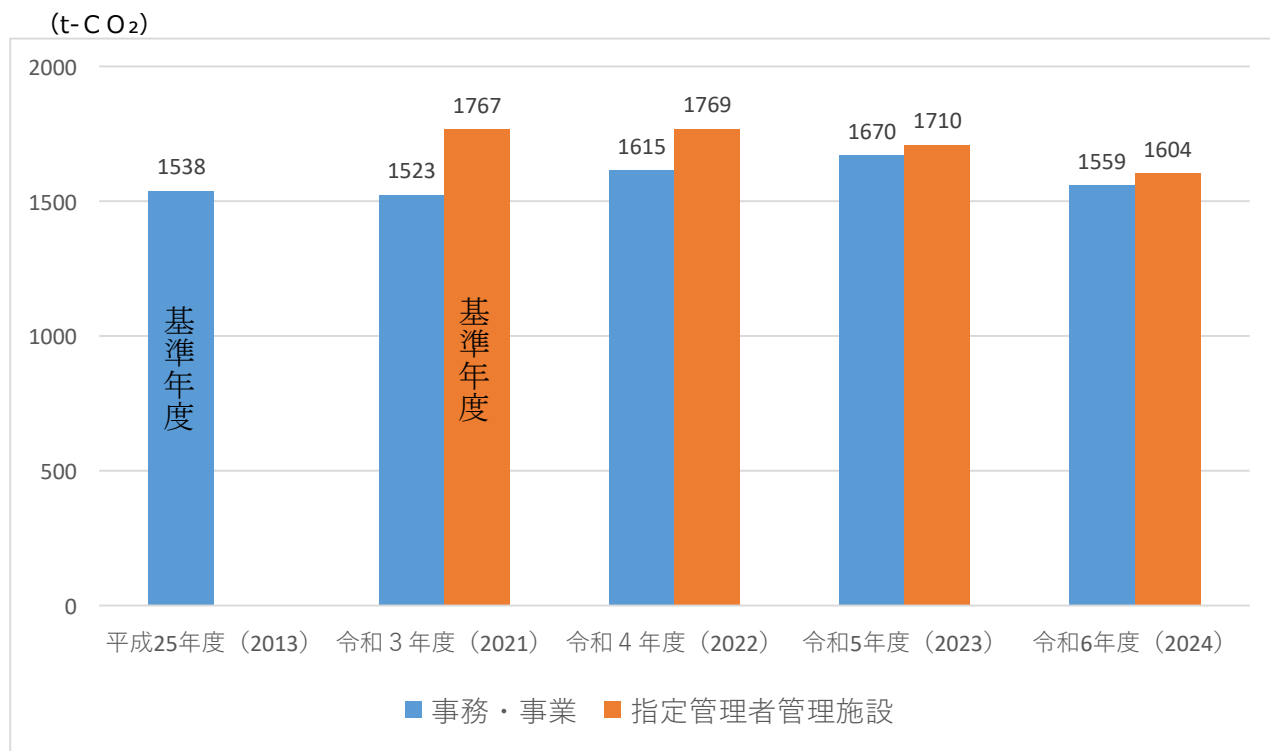


図 3 南箕輪村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

施設別について、基準年度（平成 25 年度）では下水道施設が全体の 35%を占め、次いで教育施設 30%、役場庁舎 14%、保育園 12%、その他施設（村民センター、村公民館等）7%、上水道施設 7%となっています。（指定管理者管理施設除く）

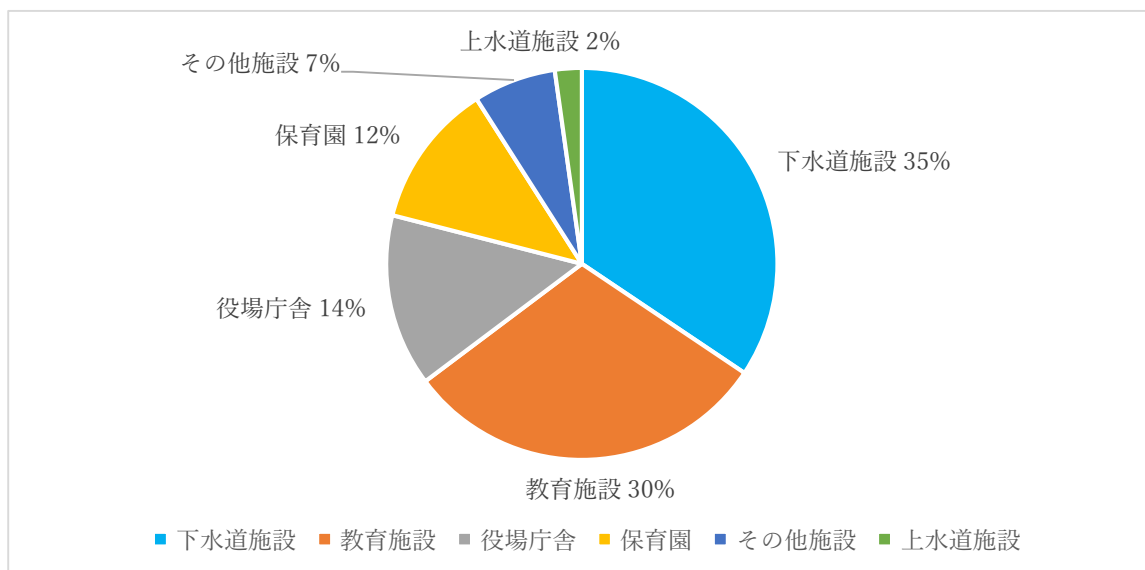


図 4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（平成 25 年度（2013））

令和 6 年度では下水道施設が全体の 32%を占め、次いで教育施設 27%、保育園 15%、役場庁舎 15%、その他施設（村民センター、村公民館等）9%、上水道施設 2%となっています。（指定管理者管理施設除く）

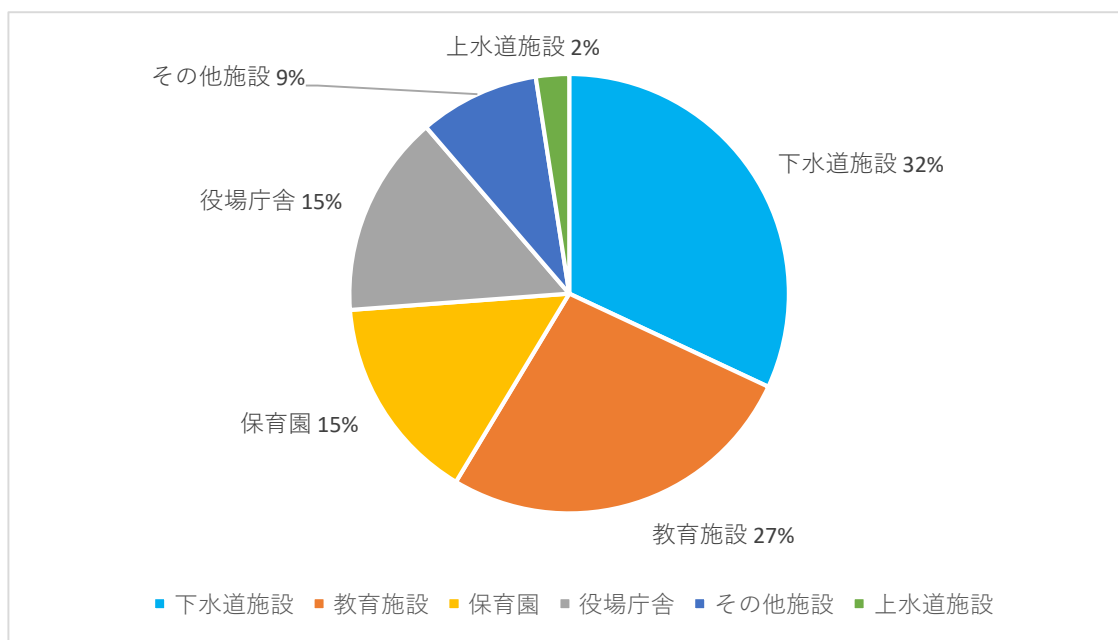


図 5 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和 6 年度（2024））

また、基準年度（平成 25 年度）におけるエネルギー種別では、電気が全体の 65%を占め、次いで灯油 19%、下水処理 6%、ガソリン・軽油 5%、液化石油ガス 5%となっています。（指定管理者管理施設除く）

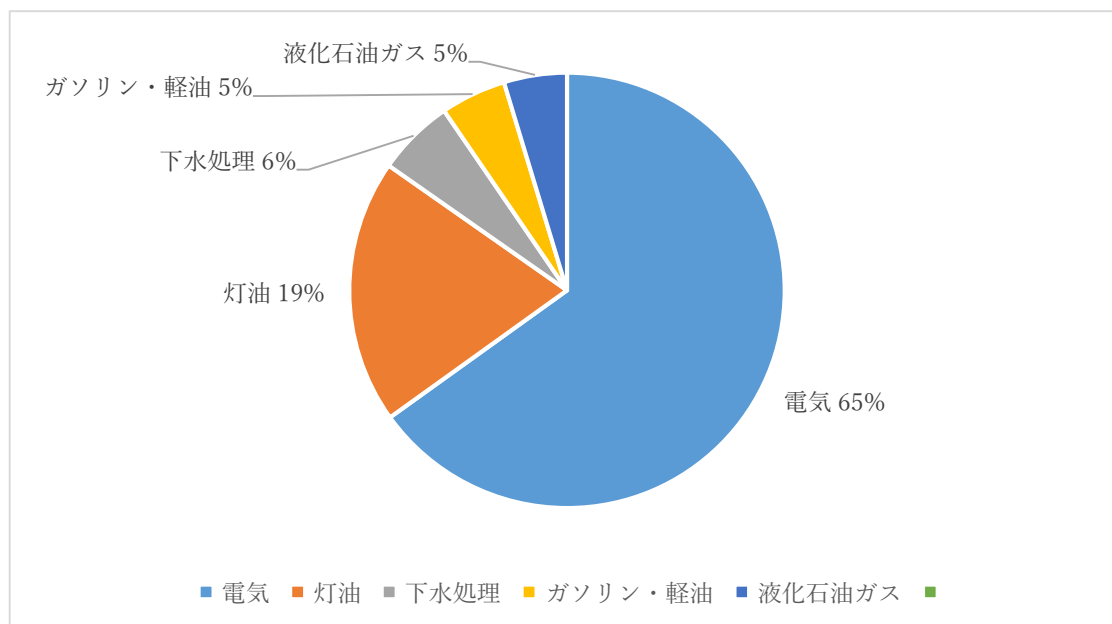


図 6 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（平成 25 年度（2013））

令和 6 年度におけるエネルギー種別では、電気が全体の 72%を占め、次いで灯油 9%、液化石油ガス 9%、下水処理 7%、ガソリン・軽油 3%となっています。（指定管理者管理施設除く）

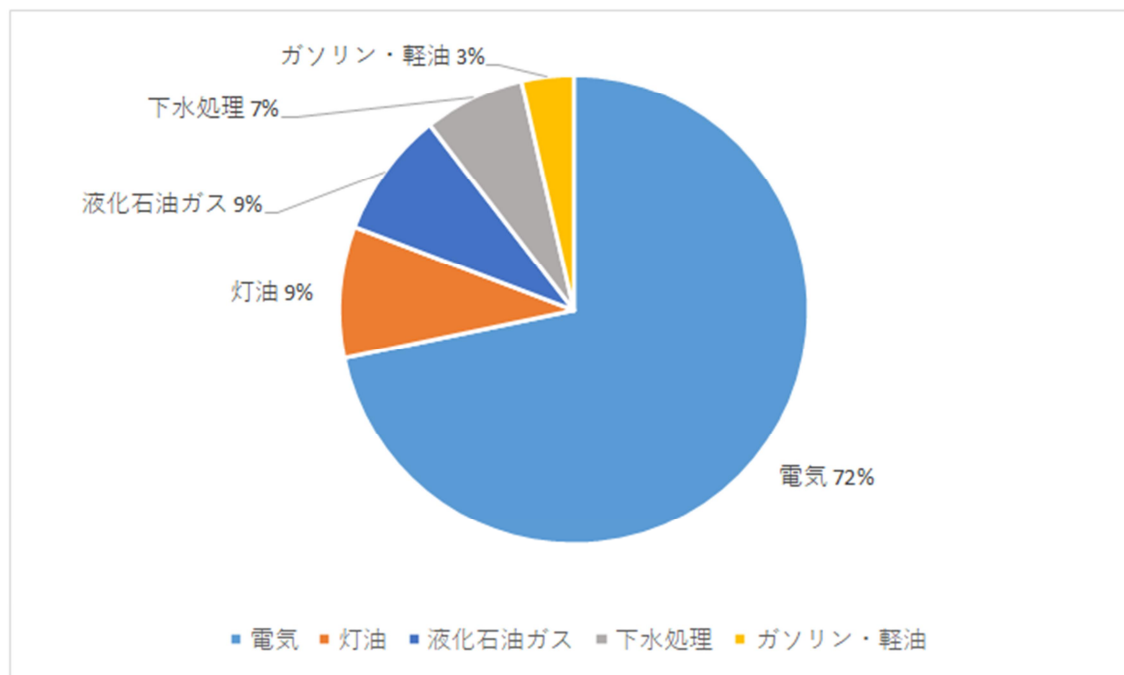


図 7 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（令和 6 年度（2024））

基準年度（令和3年度）における指定管理者管理施設のエネルギー種別では、電気が全体の51%を占め、次いで灯油43%、ガソリン・軽油3%、液化石油ガス3%となっています。

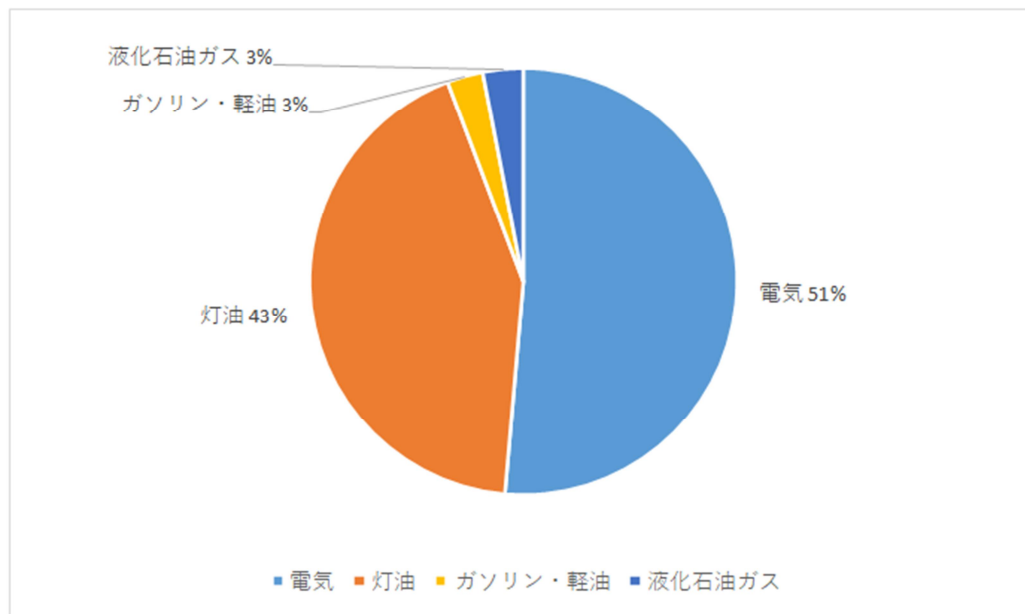


図 8
エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（指定管理者管理施設）
（令和3年度（2021））

令和6年度における指定管理者管理施設のエネルギー種別では、電気が全体の49%を占め、次いで灯油44%、液化石油ガス4%、ガソリン・軽油3%、となっています。

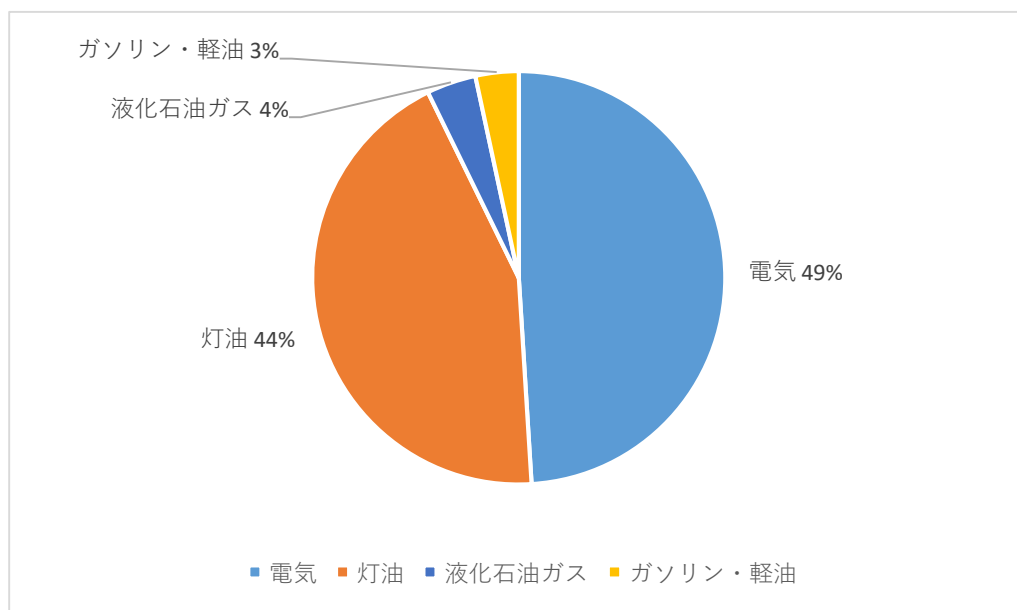


図 9
エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（指定管理者管理施設）
（令和6年度（2024））

(3) 温室効果ガスの排出量の増減要因

・増加要因

人口増加に伴う保育園、小学校の増築やこども館の新築によるエネルギー使用量の増加。

・減少要因

照明のLED化による電気使用量、公用車のEV化によるガソリン等燃料使用量の削減による減少。

(4) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

南箕輪村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた課題を施設等別に示します。

① 保育園・学校

保育園、小・中学校でのエアコン利用等、新たな電気の需要が発生しており、CO₂排出量が増加しています。熱中症対策等のため今後も電気の需要が続くと予想されます。省エネルギー対策等により、電気の利用に伴うCO₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。

② 公用車

公用車の更新に当たっては、電動車へ代替することでCO₂排出量を減少させることができます。また、利用者へのエコドライブの徹底や公用車の利用頻度を減らすような仕事の進め方にシフトすることも必要です。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

2030年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、南箕輪村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

なお、指定管理者管理施設については温室効果ガス総排出量の算定データが令和3年度(2021)のため、基準年度を2021年度とします。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度(2030年度)に、基準年度平成25年度(2013)比で60%削減することを目標とします。(指定管理者管理施設を除く)

また、指定管理者管理施設については、基準年度令和3年度(2021)比で31%削減することを目標とします。

表 2 温室効果ガスの削減目標(指定管理者管理施設を除く)

項目	基準年度(2013年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガスの排出量	1,538t-CO ₂	615t-CO ₂
削減率	—	60%

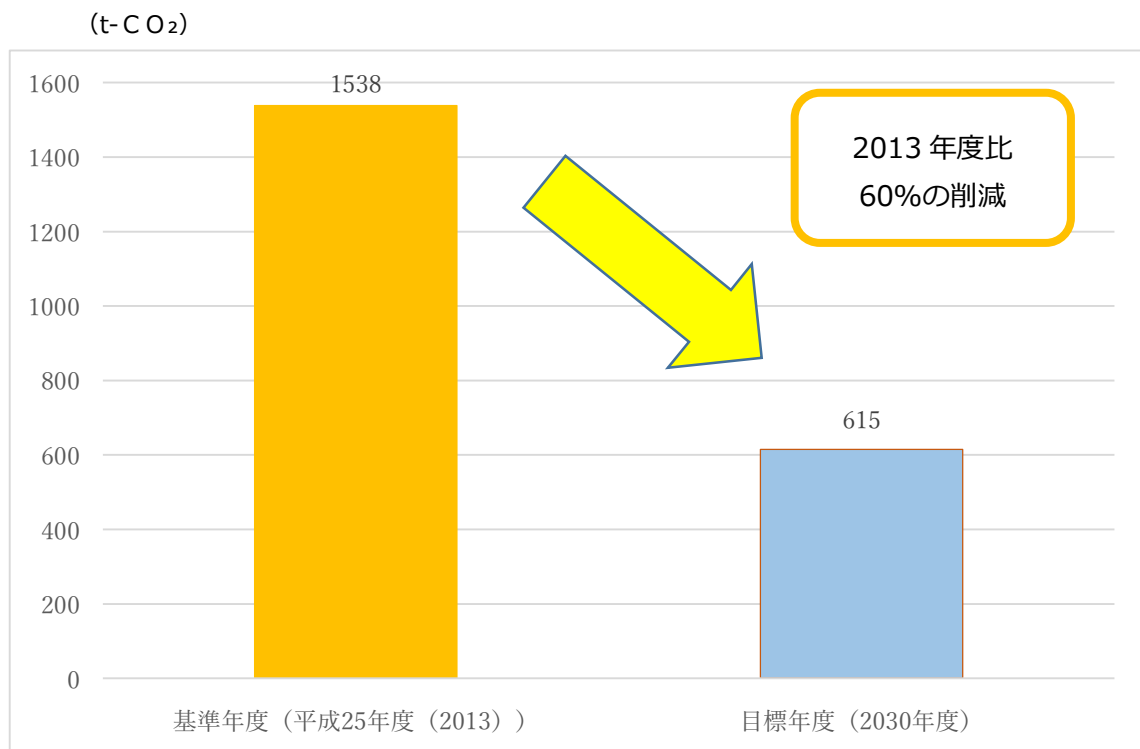


図 10 温室効果ガスの削減目標(指定管理者管理施設を除く)

表 3 温室効果ガスの削減目標（指定管理者管理施設）

項目	基準年度（2021年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	1,767t-CO ₂	1219t-CO ₂
削減率	—	31%

(t-CO₂)

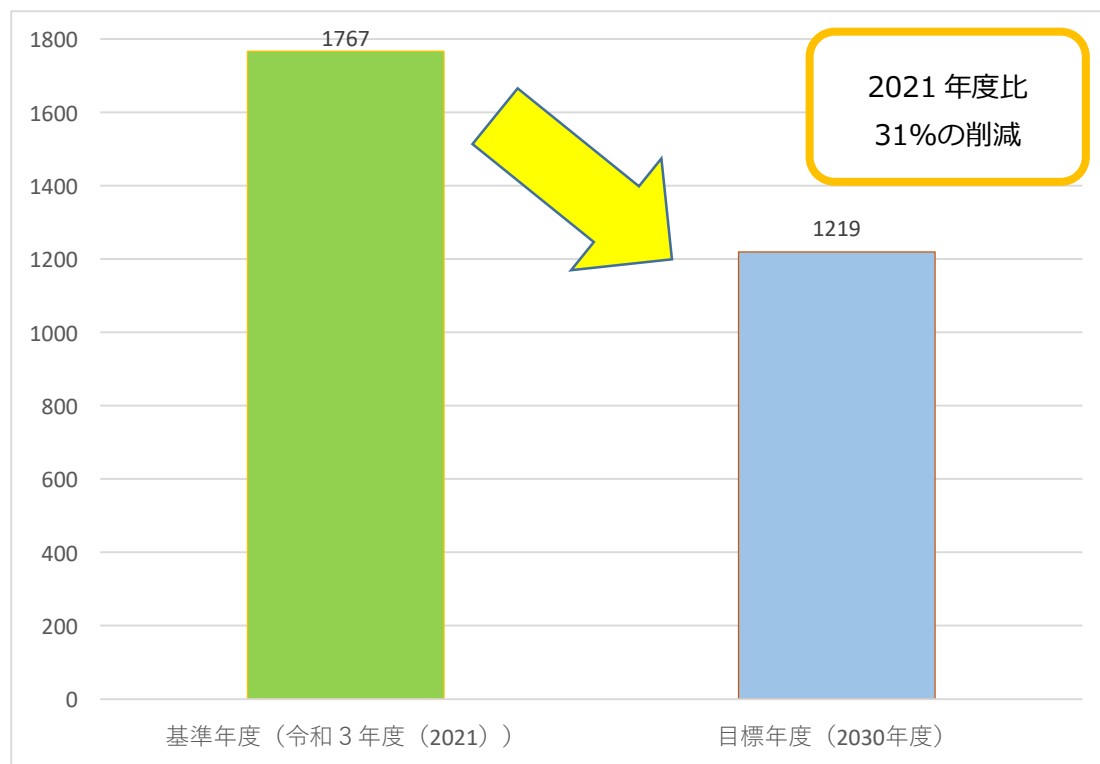


図 11 温室効果ガスの削減目標（指定管理者管理施設）

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出を抑制するため、電気使用量・燃料使用量（灯油、液化石油ガス（LPG）ガソリン等）の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

目標を達成するため、次の項目について重点的な取組として位置付けます。

①重点的な取り組み

措置	目標
省エネルギー対策	公共施設の断熱改修を行うとともに、新築する際は可能な限りZEB（※1）化を検討する。
	公共施設においてLED照明、高効率給湯器、ガス調理設備等のIH化等の高効率機器を導入する。
	公用車の利用を極力減らすとともに、公用車利用時はエコドライブを徹底する。
	県の「スマートムーブ通勤」（※2）への参加と実践を行う。
再生可能エネルギーの導入	太陽光発電設備の導入に努める。
	熱利用の多い公共施設において太陽熱の利用可能性を調査・検討する。
	ペレットストーブ・ボイラーや薪ストーブ・ボイラーの導入に努める。
	公共施設において、地中熱を利用した空調設備の利用可能性を調査・検討する。
脱炭素化	公用車の電動車（EV）等次世代自動車（※3）の導入に努める。
	充電ステーションの導入に努める。
	事業系ごみの減量化、古紙等の再資源化を徹底する。
	間伐・更新伐・再造林等の森林整備を行い、森林が持つ二酸化炭素の吸収力を高める。

※1 ZEB（net Zero Energy Building：ゼブ）とは、建築物におけるエネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの効率的利用、再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間でのエネルギー消費量が正味でゼロまたは概ねゼロとなる建築物。

※2 スマートムーブ通勤：長野県が主導する、ノーマイカー通勤（公共交通機関の利用・自転車・徒歩による通勤または在宅勤務によるマイカー通勤の削減）または燃費の把握やふんわりアクセル等を取り入れた運転を含めた通勤方法。

※3 次世代自動車：電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車等が含まれる。

②職員一人ひとりの取組

● 電気・燃料使用量の削減

- 始業前や昼休み等執務時間外の照明は、業務上特に必要な個所を除き消灯する。
- 夜間における照明は、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯する。
- 部分的に消灯できる部屋は、事務に支障がない範囲で消灯する。
- 廊下、階段等の共有部分や未使用スペースの照明は、支障のない限り消灯する。
- 会議室、印刷室、給湯室、更衣室等の照明は、使用者が責任を持って使用后必ず消灯する。
- 長時間離席時はパソコンの電源をオフにする。
- OA機器の使用にあつては、省電力機能を有効に活用する。
- 退庁時や土日、連続した休日には支障がない範囲で待機電力をせず電源を切る。
- 荷物の運び込み、健康上の理由を除きエレベーターの利用を自粛する。
- 事務の効率化を図り、ノー残業デーを徹底する。
- 電気ポット等の電熱機器類は、大量の電気を使用するため、終日電源の入れっぱなしは控え、使用時のみ電源を入れるよう心がける。またマイポット持参を心がける。
- 最後まで残った職員は、自分の部署の消灯及び全ての機器類のスイッチオフを必ず確認する。
- TPOを考慮したウォームビズ、クールビズを実行する。
- 夏季はカーテンやブラインド等により日射を遮り室温の上昇を抑える。
- 冬季は太陽光を取り入れ、暖房負荷を下げる。

● 自動車の燃料使用量の削減

- ふんわりアクセルe-スタートの実施、早めのアクセルオフ
- 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ムダなアイドリングをやめる。
- 車内の整理整頓に努め、不要な荷物はおろす。
- 余裕をもって出発する。
- 急加速、急ブレーキ、空ぶかしをやめる。
- エアコンの使用は適切に行う。
- 近距離の場合は、徒歩や自転車または原付バイクを利用する。
- タイヤの空気圧調整等の点検等車両整備を励行する。

● 事務用品の使用量の削減

- 電子メール・庁内LAN及び共有フォルダを活用し、通知文書・庁内会議資料のペーパーレス化を図る。
- 資料を作成する場合は簡素化に努め、必要最小限の部数を作成する。
- ミスコピーのないようコピーする前に枚数設定等を必ず確認する。
- 両面コピーや集約印刷、業務に支障のない範囲で裏紙利用に努める。
- ファイル類（フラットファイル含む）は再使用に努める。
- 冊子・パンフレット・報告書等の印刷物は、必要性を十分に考慮し最小限にする。

● 水の使用量の削減

- 手洗い等は衛生に配慮した上で節水に努める。
- 洗車時の節水に努める。
- トイレの水は何度も流さない。
- 弁当箱は持ち帰って洗う。

● ごみの削減に向けた取組

- 紙類の分別を徹底し、雑紙は古紙として出す。
- 用紙・文房具類の使用削減に努める。
- 使用済み封筒の再利用に努める。
- 消耗部品の詰め替えや修理等によって、製品を長期間使用する。
- 買い物時は、マイバック等を持参して、レジ袋を受け取らないよう努める。
- 不要な物品が発生した場合は、他課に譲るなどし、安易に廃棄しないように努める。
- パンフレットや資料は必要な分だけ受け取る。
- 個人のごみは持ち帰る。

● グリーン購入

- 村が購入する封筒などは、再生紙が使用されている製品を選択するように努める。
- 間伐材、未利用繊維などから作られた製品を購入するように努める。
- 廃プラスチックから作られた製品を購入するように努める。
- 文具類をはじめとする物品を購入する際には、エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターマーク等の環境負荷の少ない製品を選択するよう努める。
- 印刷発注時に古紙配合率の高い用紙や環境に配慮したインクを選択するように努める。

③ 施設管理者等の取組

- 空調機の定期的な点検・清掃する。
- フィルターの定期的な清掃する。
- ボイラー等のエネルギー供給施設の適切な運転・維持管理を行う。
- 暖房便座を節電モードに設定する。
- タイヤの空気圧調整等公用車の日常点検を励行する。
- 伐採・植林を計画的に行う。
- 既存施設へ計画的に太陽光発電設備を設置するよう努める。
- 二酸化炭素排出係数が低いプランによる電気契約の選択に努める。
- 生ごみの水切りの励行、処理器の設置等により、ごみの減量化に努める。
- 施設運営・維持管理上、二酸化炭素排出削減に資する情報の取得・手法の選択に努める。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、副村長を委員長とする「南箕輪村地球温暖化対策推進委員会」を設けます。

① 南箕輪村地球温暖化対策推進委員会

副村長を委員長とし、住民環境課長、係長及びこれらに相当する職にある者のうちから村長が指名した者で構成します。本計画の推進状況の報告を受け、取組方針に関すること、各部署から報告された事項の検討及び調整を行います。また、本計画の改定・見直しに関する協議を行います。

② 南箕輪村地球温暖化対策推進委員会事務局

住民環境課を事務局とし、住民環境課職員で構成します。事務局は、委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握し、委員会並びに各職員に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

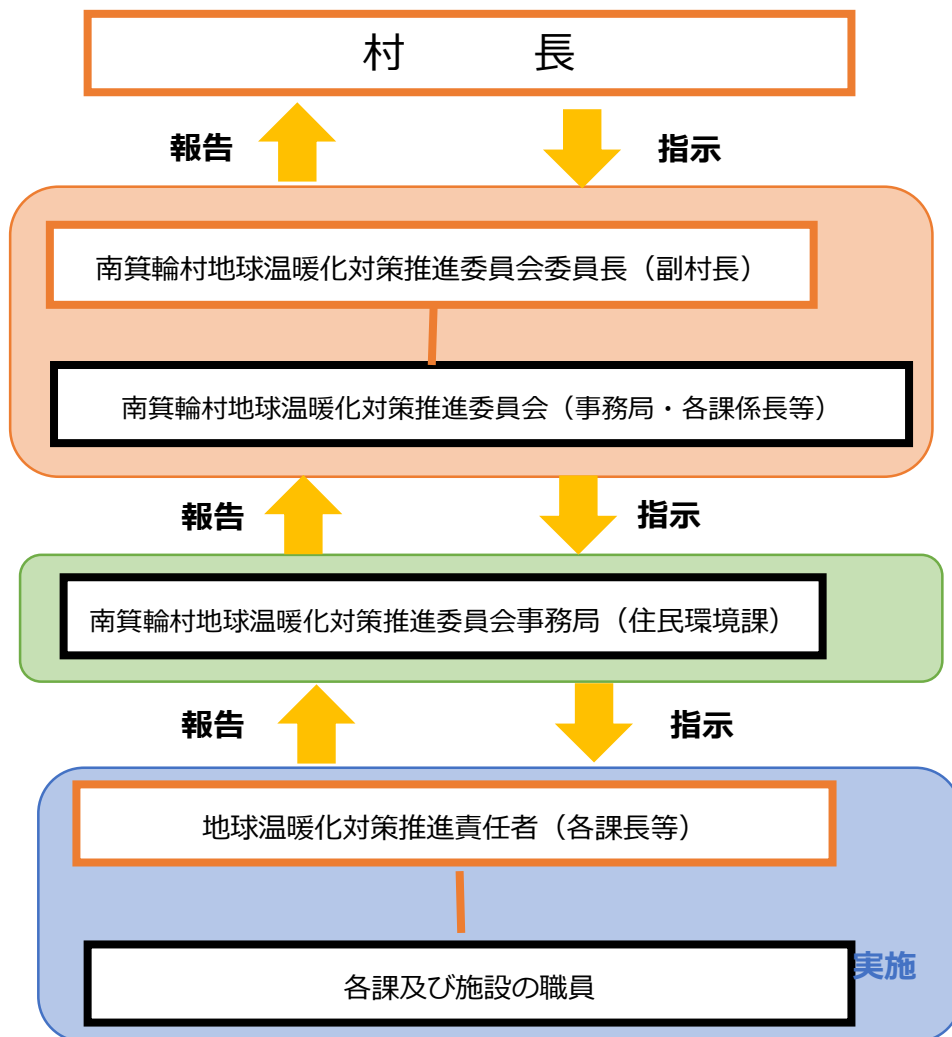


図 12 南箕輪村事務事業編の推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

本計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、本計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して南箕輪村地球温暖化対策推進委員会に報告します。委員会は必要に応じて進捗状況の点検・評価を行い、本計画の取組の方針を決定します。

また、各課等がエネルギー使用量、職員行動を把握します。（職員は、取組成果を様式2に掲げる事項について定期的に点検・評価します。この点検結果を踏まえて、地球温暖化対策推進責任者は様式1により各職場における取組状況の点検・評価をします。また、年度ごとに各課の重点取組目標を設定します。）

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

委員会は必要に応じて進捗状況を確認・評価し、必要がある場合には、本計画の改定を行います。

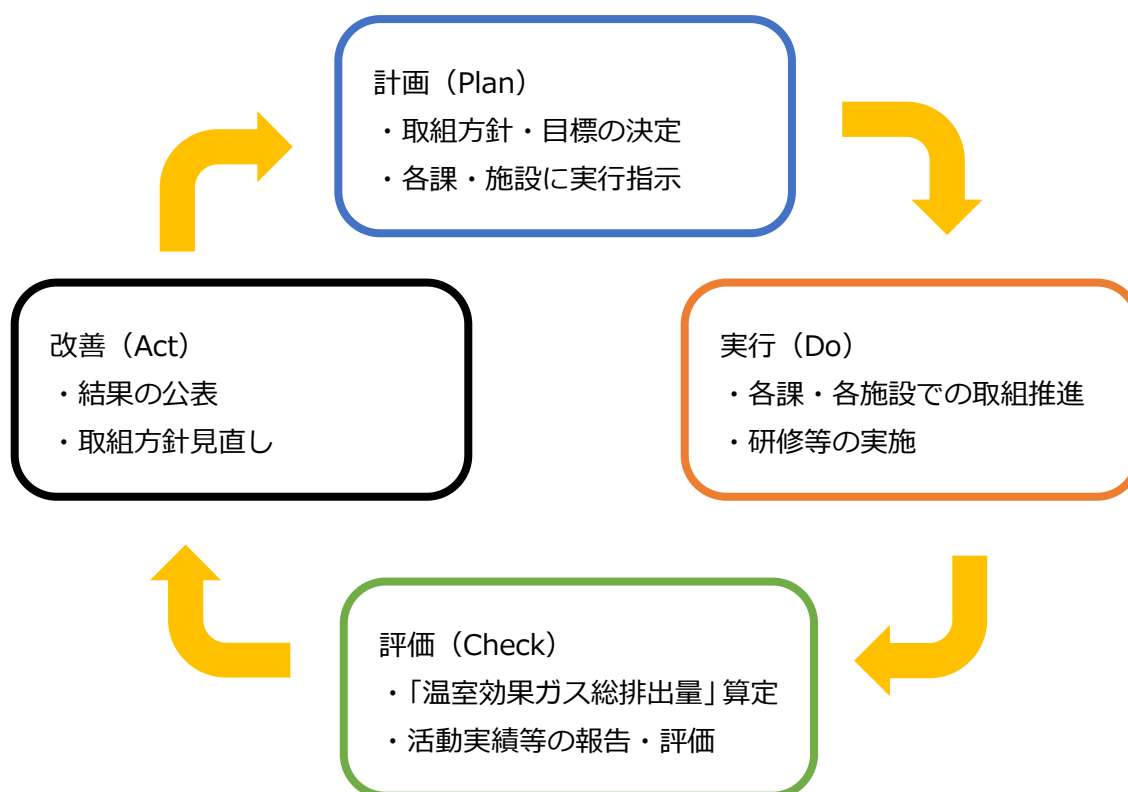


図 13 PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、南箕輪村のウェブサイト等で毎年公表します。

(様式1) 取組状況点検表

責任者用

記入の際の注意事項

- 1 記入者は所属の長とします。
- 2 年度当初に課ごとの目標設定を行ってください。
- 3 取組状況は、各所属職員の実施する自己チェック表(様式2)等を基に、次の3段階で記入してください。
該当しない項目は、「—」を選択してください。

※事務局(住民環境課)の依頼により、事務局への提出をお願いします。

【優】できていた (9割以上の実践)	5点
【良】できていた (7割以上の実践)	3点
できなかった(7割未満)	1点
該当しない	—

所属・役職		氏名	
取組目標			
評価			
月			
月			

※チェック項目(1)～(26)については、各職員用のチェック項目と同じです。

	チェック項目	月 日	月 日
省エネの取組	(1) 始業前、昼休み、残業時の部分消灯		
	(2) 会議室、更衣室、印刷室等の使用後の消灯		
	(3) 最終退出者になった時の全機器類の電源オフの確認		
	(4) パソコン、コピー機の節電モードへの切り換え		
	(5) OA機器等の使用後及び長時間離席時の電源オフ		
	(6) 夏季の服装、冬季の重ね着など時節に合わせた適切な服装を心がける。		
	(7) 季節に応じたカーテン等での日射の調整により、冷暖房の負荷を軽減する。		
	(8) 足温器等の電熱機器類を終日つけっぱなしにせず、必要時のみ電源を入れる。		
	(9) 「ノー残業デー」の徹底		
	(10) ふんわりアクセルe-スタートの実施、早めのアクセルオフ		
	(11) 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転		
	(12) 自動車のアイドリングストップの励行、エアコンの適切な使用(車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要な時は、エアコンスイッチをOFFにしましょう。)		
	(13) 車内の整理整頓に努め不要な荷物はおろす、余裕をもって出発する。		
	(14) トイレの水は何度も流さない。		
	(15) 弁当箱は持ち帰って洗う。		

省資源・ごみ減量の取組	(16)	紙類の分別を徹底し、雑がみは古紙として出す。		
	(17)	両面コピー、集約印刷、裏紙利用の徹底		
	(18)	ミスコピー防止のためのコピー機使用前の枚数設定等の確認		
	(19)	ファイル類（フラットファイル含む）は再使用		
	(20)	不要な物品が発生した場合は、他課に譲るなど安易に廃棄しないように努める。		
	(21)	使い捨て製品の使用抑制		
	(22)	不要な資料やカタログ類は受け取らない。		
	(23)	使用済み封筒の再利用		
	(24)	用紙の枚数が増えないよう資料を簡素化		
	(25)	庁内会議（職員のみの場合）の資料のペーパーレス化		
	(26)	コンビニ弁当の空き箱等、個人のゴミは自宅に持ち帰る。		
施設管理者の取組	(27)	空調機の定期的な点検・清掃		
	(28)	ボイラーなどの適切な運転、維持管理		
	(29)	暖房便座を節電モードに設定		
	(30)	施設・設備などの運用・保守・点検の際（委託の場合は契約時に、省エネの観点から手法を再検討ように努める。		
(31)	各職員及び各施設における取組を推進・状況把握し、事務局に定期的（必要に応じ随時）に報告する。			
施設の新築・改修等に係る取組	(32)	太陽光発電設備の導入に努める。		
	(33)	木質バイオマス燃料を使用する設備の導入を検討する。		
	(34)	建築物に木材を利用する場合は、地元産材を利用するよう努める。		
	(35)	省エネルギー動力・機器（節水機器を含む）への転換・導入に努める。		
	(36)	高効率機器（空調機・給湯器など）の導入に努める。		
(37)	複層ガラスや建物の断熱構造の採用に努める。			
		合 計		
		平 均		

(様式2) 自己チェック表

各職員用

次の項目について、年に2回、職員一人ひとりが自己点検・評価を行ってください。

[点検・評価の方法]
 取組状況により3段階で評価し点数化します。
 各項目の点数を集計して自己評価を行ってください。
 該当しない項目は、「—」を選択してください。

【優】できていた (9割以上の実践)	5点
【良】できていた (7割以上の実践)	3点
できなかった (7割未満)	1点
該当しない	—

所 属		氏 名	
-----	--	-----	--

チェック項目		月 日	月 日
省エネの取組	(1) 始業前、昼休み、残業時の部分消灯		
	(2) 会議室、更衣室、印刷室等の使用後の消灯		
	(3) 最終退出者になった時の全機器類の電源オフの確認		
	(4) パソコン、コピー機の節電モードへの切り換え		
	(5) OA機器等の使用後及び長時間離席時の電源オフ		
	(6) 夏季の服装、冬季の重ね着など時節に合わせた適切な服装を心がける。		
	(7) 季節に応じたカーテン等での日射の調整により、冷暖房の負荷を軽減する。		
	(8) 足温器等の電熱機器類を終日つけっぱなしにせず、必要時のみ電源を入れる。		
	(9) 「ノー残業デー」の徹底		
	(10) ふんわりアクセルe-スタートの実施、早めのアクセルオフ		
	(11) 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転		
	(12) 自動車のアイドリングストップの励行、エアコンの適切な使用 (車のエアコン (A/C) は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要な時は、エアコンスイッチをOFFにしましょう。)		
	(13) 車内の整理整頓に努め不要な荷物はおろす、余裕をもって出発する。		
	(14) トイレの水は何度も流さない。		
	(15) 弁当箱は持ち帰って洗う。		
省資源・ごみ減量の取組	(16) 紙類の分別を徹底し、雑がみは古紙として出す。		
	(17) 両面コピー、集約印刷、裏紙利用の徹底		
	(18) ミスコピー防止のためのコピー機使用前の枚数設定等の確認		
	(19) ファイル類 (フラットファイル含む) は再使用		
	(20) 不要な物品が発生した場合は、他課に譲るなど安易に廃棄しないように努める。		
	(21) 使い捨て製品の使用抑制		
	(22) 不要な資料やカタログ類は受け取らない。		
	(23) 使用済み封筒の再利用		
	(24) 用紙の枚数が増えないよう資料などを簡素化		
	(25) 庁内会議資料 (職員の場合) のペーパーレス化		
	(26) コンビニ弁当の空き箱等、個人のゴミは自宅に持ち帰る。		
合 計			
平 均			

地球温暖化防止のためには、各人の心がけが大切です。

取組が十分にできていない項目については、今から実践しましょう！

資料

○対象とする組織及び施設等

本計画の対象とする組織、施設等は以下のとおりとします。(保育園、教育施設、その他施設の公用車は一般事務に含みます。)

施設分類		対象とする組織及び施設等
一般事務	庁舎	総務課、危機管理課、地域づくり推進課、財務課、住民環境課、福祉課、健康医療課（保健センター含む）、こども課、産業課、観光森林課、建設水道課、会計室、議会事務局、教育委員会事務局、公用車
保育園	保育園	北部保育園、中部保育園、南部保育園、南原保育園、西部保育園、たけのこ園
上水道施設	上水道施設	村水道事業配水施設、公用車
下水道施設	下水道施設	南箕輪浄化センター、ポンプ施設、公用車
教育施設	小学校	南箕輪小学校、南部小学校、放課後児童クラブ
	中学校	南箕輪中学校
	給食センター	学校給食センター
その他施設	公民館	村公民館
	その他	村民センター・図書館、赤松荘、郷土館、文化財施設、すくすくはうす、こども館、生活雑排水汚泥貯留槽、村営住宅、大芝荘、村防災研修センター（森の学び舎）、森の交流施設
指定管理者 管理施設	一般財団法人南箕輪村開発公社	フォレスト大芝、味工房、大芝の湯、森の研修コテージ、大芝屋内運動場、大芝高原トイレ、富士塚運動場トイレ、その他公園内施設
	社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会	デイサービスセンター松寿荘、障がい者生きがいセンター、ぽっかぽかの家、こもれびの家
	特定非営利活動法人南箕輪わくわくクラブ	村民体育館

○南箕輪村地球温暖化対策推進委員会設置要綱

平成 19 年 11 月 8 日
訓令第 30 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の規定に基づき、南箕輪村における地球温暖化対策の推進について、活動計画の策定及び推進にあたり、総合的かつ円滑に行うための庁内組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、南箕輪村地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成及び職務)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副村長
 - (2) 住民環境課長
 - (3) 係長及びこれらに相当する職にある者のうちから村長が指名した者
- 2 委員長は副村長、副委員長は住民環境課長を充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。
- 5 委員会の事務は、住民環境課が当たる。

(任務)

第 4 条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 地球温暖化対策の基本的な推進方針に関すること。
- (2) 各部署から報告された事項の検討及び調整

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 26 日訓令第 5 号）

この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。